

会 議 録 目 次

令和3年第1回海田町議会定例会（第4日目）

令和3年2月16日（火）午前9時00分 開議

日程第1	第12号議案	海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について……………	4
日程第2	第13号議案	海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の 制定について……………	4
日程第3	第14号議案	海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について…	4
日程第4	第15号議案	令和3年度海田町一般会計予算……………	4
日程第5	第16号議案	令和3年度海田町公共下水道事業特別会計予算……………	4
日程第6	第17号議案	令和3年度海田町国民健康保険特別会計予算……………	4
日程第7	第18号議案	令和3年度海田町介護保険特別会計予算……………	4
日程第8	第19号議案	令和3年度海田町後期高齢者医療特別会計予算……………	4
日程第9	第20号議案	令和3年度海田町水道事業会計予算……………	4
日程第10	第21号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例及び海田町国民健康保 険条例の一部を改正する条例の制定について……………	9
日程第11	第22号議案	海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 の制定について……………	10
日程第12	第23号議案	海田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 等を定める条例の一部を改正する条例の制定について……	10
日程第13	第24号議案	海田町指定介護予防支援事業者の指定の申請者に関する 事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並 びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例の制定について……………	10

日程第14	第25号議案	海田町指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する 事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	10
日程第15	委員会提出議案第1号	海田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定につい て……………	15
		(閉 会) ……………	18

令和3年第1回海田町議会定例会

会議録(第4号)

1. 招 集 年 月 日 令和3年2月2日(火)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 議 2月16日(火)9時00分宣告(第4日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (15名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 玉川真里  | 2番  | 小田久美子 |
| 3番  | 富永やよい | 4番  | 大高下光信 |
| 5番  | 大江康子  | 6番  | 欠 員   |
| 7番  | 下岡憲国  | 8番  | 住吉秀公  |
| 9番  | 宗像啓之  | 10番 | 久留島元生 |
| 11番 | 岡田良訓  | 12番 | 多田雄一  |
| 13番 | 崎本広美  | 14番 | 前田勝男  |
| 15番 | 佐中十九昭 | 16番 | 桑原公治  |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員
な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (15名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 玉川真里  | 2番  | 小田久美子 |
| 3番  | 富永やよい | 4番  | 大高下光信 |
| 5番  | 大江康子  | 7番  | 下岡憲国  |
| 8番  | 住吉秀公  | 9番  | 宗像啓之  |
| 10番 | 久留島元生 | 11番 | 岡田良訓  |
| 12番 | 多田雄一  | 13番 | 崎本広美  |
| 14番 | 前田勝男  | 15番 | 佐中十九昭 |
| 16番 | 桑原公治  |     |       |

~~~~~○~~~~~

7. 欠席議員

なし



8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

| | | |
|--------|------|-------|
| 町 | 長 | 西田祐三 |
| 副町 | 長 | 櫻竜俊 |
| 教育 | 長 | 佐々木智彦 |
| 企画部 | 長 | 鶴岡靖三 |
| 総務部 | 長 | 丹羽勤 |
| 福祉保健部 | 長 | 森川雅枝 |
| 建設部 | 長 | 久保田誠司 |
| 教育 | 次長 | 伊藤仁士 |
| 下水道担当 | 参事 | 龍岩広幸 |
| 建設部 | 次長 | 門前誠司 |
| 企画 | 課長 | 鎌田浩一 |
| 財政 | 課長 | 吉本真人 |
| 魅力づくり | 推進課長 | 中下義博 |
| 総務 | 課長 | 中村修介 |
| 税務 | 課長 | 片山茂 |
| 防災 | 課長 | 宮垣将司 |
| 町民生活 | 課長 | 水川綾子 |
| 住民 | 課長 | 近森茂 |
| 社会福祉 | 課長 | 杉本幸穂 |
| こども | 課長 | 新藤正敏 |
| 長寿保険 | 課長 | 岩本宏美 |
| 保健センター | 所長 | 森原知美 |
| 建設 | 課長 | 木村生栄 |
| 上下水道 | 課長 | 早稲田誠 |
| 学校教育 | 課長 | 森山真文 |
| 生涯学習 | 課長 | 脇本健二郎 |



9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 倉 本 勇 登
主 査 水 野 啓 太
主 任 辻 千奈美



10. 議 事 日 程

- 日程第 1 第12号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 第13号議案 海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 第14号議案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 第15号議案 令和3年度海田町一般会計予算
- 日程第 5 第16号議案 令和3年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 第17号議案 令和3年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 7 第18号議案 令和3年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 第19号議案 令和3年度海田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 9 第20号議案 令和3年度海田町水道事業会計予算
- 日程第10 第21号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例及び海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 第22号議案 海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 第23号議案 海田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 第24号議案 海田町指定介護予防支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 第25号議案 海田町指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 委員会提出議案第1号 海田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

~~~~~〇~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（桑原） 皆さん、おはようございます。本日は大変御苦労様です。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をしておりますので、御了承ください。

まずは、去る2月13日に福島・宮城を中心とした地震が発生をし、多くの被害が出ており、心を痛めているところでございます。この地震は2011年3月の東日本大震災の余震と考えられ、今後も注意が呼び掛けられています。被害に遭われた方々に対し、お見舞いを申し上げるとともに、これ以上被害が拡大することのないよう、心よりお祈りを申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第15に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第1、第12号議案から、日程第9、第20号議案までを一括議題といたします。去る2月4日の本会議において、予算委員会に付託をいたしました各案件について、委員長より審査の経過及び結果についてを報告を求めます。予算委員会、佐中委員長。

○15番（佐中） 予算委員会の委員長の佐中です。予算委員会の審査報告をいたします。本委員会は令和3年2月4日付けで付託されました案件を審査の結果、次のとおり決定しましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により報告をいたします。付託案件及び審査経過についてはお手元にお配りをした報告書のとおりでございます。審査の結果でございますが、第12号議案から第20号議案までの9議案について全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上で、予算委員会の審査報告を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員会報告に対する質疑は省略をいたします。

これより各議案ごとに順次採決を行います。

まず、第12号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。討論があるようなのでこれから討論を行います。まず、反対討論を許します。岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田です。第12号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論をいたします。

まず、国民健康保険事業費納付金、これは町が県に納付するものですが、この財源確保のために昨年度よりも1,032円の引き上げる提案だから反対をいたします。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の成立、平成27年5月27日より平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体が市町村から都道府県に変わりました。都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営における中心的な役割を担うことで制度の安定化を目指すとして強行されました。国民健康保険は県が示す納付金、標準保険料率に基づき、町の保険税を決定します。また、県から示された標準保険料率を基にした1人当たりの保険料は、海田町の場合、12万8,969円を県の激変緩和措置を適用して12万2,518円、6,451円軽減、これをしたとしても、令和2年度補正後の被保険者1人当たりの保険料徴収の保険料納入必要額の12万1,486円と比べて1,032円、0.8パーセントのアップとなります。この国民健康保険税は全国どこでも高過ぎる国民健康保険税と後期高齢者医療保険、介護保険料の負担が限界にきています。高過ぎる国保税は住民の暮らしを苦しめているだけでなく、医療介護の根幹を揺るがしています。共産党海田支部が実施をした町政アンケートでも、国保税、介護保険料の引下げを一番に町政で取り組んでほしいという回答が突出して多くありました。全国知事会、全国市長会、全国町村会は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造的な問題だとして、国保を持続可能とするためには、被用者保険と額との格差を縮小するような根本的な財政措置の強化が必要と主張しております。日本医師会などの医療機関も国民健康保険制度を守るために、低所得者の保険料を引き下げ、保険証の取上げをやめるように求めております。これまで市町は一般財源から繰り入れて保険税を

引き下げることができました。しかし、県単位化によって市町の政策的判断、裁量は奪われてきます。県は県単位化の下で繰入れは一切しないと述べていますので、国保税は今後青天井に伸びていくでしょう。市町から繰入れをなくすための県単位化ということも言われていますが、繰入れをなくすことによって、町民の暮らしが苦境に立たされることであってはなりません。制度の変更があつて、保険税が上がる世帯に対してもその暮らしを守る手段を、市町は持たなくなつてきます。このことの持つ意味について、是非とも考えていただきたいと思います。本町においては、まずは国民健康保険基金と財政調整基金で令和3年度において国保税の引下げを行うとともに、国に対して国庫負担の増額を求められて、加入者の負担軽減を図ることを強く求めて反対討論といたします。

○議長（桑原） 続いて、賛成討論を許します。小田議員。

○2番（小田） 2番議員、小田です。第12号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険につきましては、将来にわたり、安定的に運営する必要があるため、国の方針により、平成30年度からその運営が県単位化されております。以後、町においては、町独自の激変緩和措置を講じることにより、町民の負担を抑制する努力をされております。したがって、私は第12号議案に賛成いたします。皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（桑原） ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。お諮りいたします。第12号議案について原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原） 御着席ください。起立多数と認めます。よつて、第12号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第13号議案、海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第13号議案について採決を行います。お諮りいたします。第13号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第13号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第14号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第14号議案について採決を行います。お諮りいたします。第14号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第14号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第15号議案、令和3年度海田町一般会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第15号議案について採決を行います。お諮りいたします。第15号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第15号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第16号議案、令和3年度海田町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございましたか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第16号議案について採決を行います。お諮りいたします。第16号議案につい

て原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第16号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第17号議案、令和3年度海田町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第17号議案について採決を行います。お諮りいたします。第17号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第17号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第18号議案、令和3年度海田町介護保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第18号議案について採決を行います。お諮りいたします。第18号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第18号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第19号議案、令和3年度海田町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第19号議案について採決を行います。お諮りいたします。第19号議案につい

ては原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第19号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第20号議案、令和3年度海田町水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第20号議案について採決を行います。お諮りいたします。第20号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第20号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第10、第21号議案、職員の特殊勤務手当に関する条例及び海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西田) 第21号議案、職員の特殊勤務手当に関する条例及び海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正及びこれに伴う政令の廃止に伴い、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長(桑原) 総務課長。

○総務課長(中村) 第21号議案、職員の特殊勤務手当に関する条例及び海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書1ページをお開きください。資料については、資料55の職員の特殊勤務手当に関する条例及び海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要と資料56の条例新旧対照表をお願いします。改正内容については、資料55の条例の概要で御説明いたします。

まず1の趣旨でございます。新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正及びこれに伴う政令の廃止に伴い、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、2の法改正の概要でございますが、新型コロナウイルス感染症の定義について

は、従前は新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定されておりましたが、この規定が削除され、新たに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に新型インフルエンザ等感染症として位置付けられたものでございます。

3の改正内容でございます。まず、(1)の職員の特殊勤務手当に関する条例の改正につきましては、条例中の新型コロナウイルス感染症について定義している規定において引用している政令が廃止されたことから、規定の内容を改めるものでございます。次に、(2)の海田町国民健康保険条例の改正につきましては、条例中の新型コロナウイルス感染症について定義している規定において引用している法の規定が削除されたことから、規定の内容を改めるものでございます。

最後に、4の施行期日等でございますが、公布の日から施行し、法の施行日と同日の令和3年2月13日から適用いたします。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第21号議案について採決を行います。お諮りいたします。第21号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）この際、日程第11、第22号議案、海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第14、第25号議案、海田町指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題といたします。なお、採決については、1議題ごとに行います。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第22号議案から第25号議案までを一括で御提案申し上げます。指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、町の基準

等を定める4件の条例を改正するものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本） それでは、第22号議案から25号議案までを一括して御説明いたします。議案書の3ページをお願いいたします。資料57の海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要、資料58の新旧対照表を併せて御覧ください。内容につきましては、資料57の条例の概要で御説明いたします。

初めに、1の条例改正の経緯でございますが、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、2の改正の要旨でございますが、新型コロナウイルス感染症や大規模災害の発生、団塊の世代全てが75歳以上となる2025年への対応を目的とした令和3年度介護報酬改定の趣旨に沿った次の五つの内容を踏まえた改正とするものでございます。1点目は感染症や災害への対応力強化、2点目は地域包括ケアシステムの推進、3点目は自立支援、重症化防止の取組の推進、4点目は介護人材の確保、介護現場の革新、5点目は制度の安定性、持続可能性の確保でございます。

3の基本方針につきましては、本町の实情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、本町での基準は過疎地域の特例を除き、国が示した基準に準拠して定めるものでございます。

4の主な改正内容でございますが、(1)の感染症や災害への対応力強化につきましては、感染症や災害が発生した場合であっても利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制が構築されるよう、地域と連携した災害対応に係る取組などを義務付けるものでございます。(2)の地域包括ケアシステムの推進につきましては、住み慣れた地域において利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進するため、無資格の介護職員の認知症介護基礎研修受講・義務化などを行うものでございます。2ページ、(3)の自立支援、重症化防止の取組の推進につきましては、制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスが提供できるようにするため、介護に係るデータベースの活用やケアの質の向上の取組強化などを行うものでございます。(4)の介護人材の確保、介護現場の革新につきましては、介護職員の処遇改善や職場環境の改善、業務

負担軽減などを推進するため、ハラスメント対策強化の義務化や文書負担の軽減、ICTの活用による業務効率化などを行うものでございます。(5)の制度の安定性、持続可能性の確保につきましては、必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図るために事業所敷地以外に居住する利用者へのサービス提供を努力義務とするものでございます。(6)のその他の事項としましては、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、高齢者虐待防止対策の取組を強化するものでございます。

5の施行期日は令和3年4月1日でございます。

次に、第23号議案について御説明いたします。議案書の21ページをお願いいたします。資料59の海田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要、資料60の新旧対照表を併せて御覧ください。内容につきましては、資料59の条例の概要で御説明いたします。

1の条例改正の経緯でございますが、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正の要旨、基本方針につきましては、第22号議案と同じでございます。また、主な改正内容につきましても、第22号議案の主な改正内容として挙げております内容と同様の改正内容で、施行期日も同じでございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、第24号議案について御説明いたします。議案書の29ページをお願いいたします。資料61の海田町指定介護予防支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要、資料62の新旧対照表を併せて御覧ください。内容につきましては、資料61の条例の概要で御説明いたします。

1の条例改正の経緯でございますが、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正の要旨、基本方針につきましては、第22号議案と同じでございます。また、主な改正内容につきましても、第22号議案の主な改正内容として挙げております内容と同様の改正内容で、施行期日も同じでございますので説明を省略させていただきます。

最後に、第25号議案について御説明いたします。議案書の34ページをお願いいたします。資料63の海田町指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要、資料64の新旧対照表を併せて御覧ください。内容につきましては、資料63の条例の概要で御説明いたします。

1の条例改正の経緯でございますが、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正の要旨、基本方針につきましては、第22号議案と同じでございます。主な改正内容につきましては、第22号議案の主な改正内容として挙げております内容と同様の改正内容のほか、個別の改正内容がございますので、個別の改正内容2項目について御説明いたします。個別の改正内容の1点目は、4の主な改正内容の(2)地域包括ケアシステムの推進に挙げております利用者へのケアプランのサービス割合等の説明義務化でございます。2点目は、2ページ、(5)の制度の安定性、持続可能性の確保に挙げております生活援助の訪問回数が多いケアプラン点検、検証の仕組みの導入義務化でございます。5の施行期日につきましては、令和3年4月1日でございます。ただし、最後に御説明いたしました生活援助の訪問回数が多いケアプラン点検、検証の仕組みの導入義務化については、令和3年10月1日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。今、3件説明をされましたけれども、特別養護老人ホーム、50床以上というのがありますけれども、これは指定地域の密着型、いわゆる小規模のそういう老人施設なんですけれども、これ、劣悪な労働条件の下で非常に困難を来しておるそういう労働条件の中での改善方法は見られるわけですが、これに、正規の特養、いわゆる特別養護老人ホームと地域密着型、これは条例の改正の中で新しく入ってきたものか、それとも今までなぜなかったのか、それをお尋ねします。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）3年に1度の介護報酬改定に合わせて制度の改正を行われることをもとに省令改正がされまして、本町も条例の一部を改正するものでございますが、この度の人員配置基準の緩和等への改正につきましては、少子・高齢化の進展によって、介護人材確保が難しくなる点を踏まえて、介護サービスの安全性や質の確保、スタッフ

の負担の軽減を大前提として行われるものでございまして、管理上、支障がない場合がありますとか、利用者の処遇に支障がない場合などといった一定の条件が付されておりました、劣悪な勤務条件というようなお話がございましたが、そのようなサービスの低下につながるものであるとは考えておりません。3年ごとにそのような報酬の改定の中で、様々な勤務条件でありますとかサービスの低下につながらないようなことを前提として改正されるものでございますので、御理解いただければと思います。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）ちょっと意味がよく分かりません。特別養護老人ホームに従事する医療機関、あるいは対応機関、それと地域密着型、数多くあるわけですが、これらの労働条件の改善、あるいは待遇の改善、ここに改正の要旨がありますけれども、これらの強化であるとか推進であるとかいう表現で条例の改正がなされる、いわゆる資料が出されておるんですが、どういうふうに改善や、あるいは推進をされる、あるいは革新であるとか確保であるとかいう表現がなされておるわけですね、改正の要旨の中で。そこら辺は具体的にはどうなっていくのかというのがね、先ほど、特別養護老人ホームと地域密着型は同じような条件だという感じを、説明を受けておるわけですが、この条例の中身についてどう改善をしてどう強化をして、あるいは推進するのか、ちょっとそこが分かりづらいので、再度説明をお願いします。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）ICTの活用による業務の効率化でありますとか、あとは、ハラスメント対策強化の義務化であるとか、そういったことを取り入れまして、介護の質の低下を招かない範囲で集約等による人員配置の緩和等によって、小規模事業者の負担軽減が図られるものと考えております。

○議長（桑原）ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。第22号議案について、討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第22号議案について採決を行います。お諮りいたします。第22号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおりこれを決めます。

次に第23号議案について討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第23号議案について採決を行います。お諮りいたします。第23号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおりこれを決めます。

次に第24号議案について討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第24号議案について採決を行います。お諮りいたします。第24号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおりこれを決めます。

次に第25号議案について討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第25号議案について採決を行います。お諮りいたします。第25号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第15、委員会提出議案第1号、海田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。議会改革特別委員会、多田委員長。

○12番(多田) 議会改革特別委員会委員長の多田です。委員会提出議案第1号、海田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明をいたします。

内閣府の示した押印の見直しを踏まえ、行政手続等における押印の見直しに伴う関係

条例の整備に関する条例の制定に併せ、議会の関係規則の整備を行うものです。施行期日は令和3年4月1日からです。以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

- 議長（桑原）以上で説明を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、質疑は省略いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより委員会提出議案第1号について採決を行います。お諮りいたします。委員会提出議案第1号については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（桑原）異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号は原案のとおりこれを決します。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

この際、慣例により、海田町議会議員互助会の永年表彰を行います。

- 事務局長（倉本）それではお名前をお呼びいたしますので、前のほうへお願いいたします。勤続15年表彰でございます。久留島元生議員。

- 議長（桑原）表彰状、久留島元生殿。あなたは海田町議会議員として、永年地方自治の発展、伸長に寄与されました。この功績は誠に顕著であります。よって、これを表します。令和3年2月16日。海田町議会議員互助会会長、桑原公治。おめでとうございます。

（拍手）

- 議長（桑原）以上で表彰式を終わります。

この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

- 町長（西田）まず初めに、冒頭にこの度東日本の地震におきまして、3年前の西日本豪雨災害におきまして人的・物的支援を受けました関係者等並びに被災された全ての皆様にお見舞いを申し上げます。

それでは、議員の皆様、大変お疲れ様でございました。令和3年第1回海田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

初めに、先ほど表彰を受けられました久留島議員に心からお祝いを申し上げます。誠におめでとうございます。続きまして、2月2日から開会のこの定例会におきましては、提出させていただいた議案についていずれも原案のとおり議決をいただき、厚くお礼申

上げます。審議の過程におきましては、皆様から賜りました御意見や御要望は新年度の諸施策の執行に当たり、できる限り尊重し、住民サービスの向上につながるよう、自らの責任を果たしてまいり所存でございます。なお、県議会においても、新型コロナ対策の議論されておりますの中で、県が行う予定の支援先以外のものに、市町が支援金を出さずの場合の県補助も含まれております。今後、情報収集を行い、議会と連携しながら、適切に対応したいと考えております。議員の皆様におかれましては、この3月31日をもって、任期満了を迎えられるに当たり、3月21日には海田町議会議員一般選挙が行われる予定でございます。皆様方におかれましては、再び議席を確保されまして、この議場でお会いできますよう心から御健闘をお祈り申し上げます。結びに、暦の上ではもう春ではございますが、まだまだ寒い日もございます。どうか健康にはくれぐれも留意され、今後ますます御活躍されることを心からお祈り申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（桑原）閉会に当たりまして、私より一言御挨拶を申し上げます。

本定例会には令和3年度予算をはじめ、多数の重要案件を審議する極めて重要な議会でございます。去る2月2日から本日まで、議員各位におかれましては慎重に御審議をいただき、その御精励に対し、深く敬意を表すものでございます。また、執行部におかれましては、誠意を持って議会に臨んでいただいたことに心より感謝を申し上げます。全議案が妥当な結論を得ましたことは、本町のために誠に喜ばしいことでございます。審議の経過においては、各議員から述べられました意見や要望が十分反映されますように、特段の配慮を払われまして、町政発展のために一層努力を重ねられることをお願い申し上げます。

さて、我々議会議員は本年3月31日で任期満了となります。この4年間、歴史に刻まれるような出来事が多数ありました。国民の注目を集めました新元号は令和と決まり、歴史的瞬間に日本列島は大きな歓喜の渦が沸き、平成から令和の時代の幕は開きました。一方、全国各地で自然災害が頻発化、激甚化する中、平成30年7月豪雨災害は海田町にも甚大な被害をもたらし、なお、今も現在、爪痕を残されております。更に、世界で蔓延している新型コロナウイルス感染症は私たちに脅威を与えるだけでなく、経済的な打撃をも与えるなど、様々な影響を及ぼしています。また、人々のライフスタイルの多様化やICT情報通信技術の進展等により、住民ニーズの多様化・高度化など、私たちを取り巻く環境の変化は目覚ましく、それに伴い、議会もまた新たな重要課題に直面をし

ております。立候補を予定されている議員の皆様には、コロナ禍にあつて活動に制限がある状況ではありますが、健康に十分留意され、来る3月21日の選挙で当選を果たし、再びこの議場において、本町の発展のために共に力を尽くせるよう、格段の奮闘をお祈り申し上げます。

最後に、議長就任以来、4年間、皆様の協力によりまして、無事職務が遂行できましたこと、海田町議会の運営、円滑に行われましたことに対し、厚くお礼を申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

以上で、本日の議会を閉じます。

これにて令和3年第1回海田町議会定例会を閉会いたします。大変御苦勞様でした。

午前9時52分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員